書類を管財人に交付しなければならない。なお、後記⑥の根抵当権抹消登記手続をする時までに、本号の措置が未了の場合、管財人は本号の措置を省略して、後記⑥の根抵当権の抹消登記手続を求めることができる。

⑤　前記③の担保権は、被担保債権である権利の変更後の更生担保権が完済された時に消滅する。

⑥　前記⑤により消滅した担保権の担保権者は、前記⑤の条件が成就したときは、当該担保権の設定登記の抹消登記手続をする。同担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記の抹消登記手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

⑦　前記①の同表記載の担保権について担保権に係る未確定更生担保権が存在しないことに確定したときは、当該担保権の担保権者は、当該担保権の設定登記の抹消手続をする。この場合、当該担保権の担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権の設定登記の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

２　存続しない担保権

更生会社の財産上に存する担保権で、前項に存続する担保権として掲げた担保権以外の担保権（以下、本項において「存続しない担保権」という。）は、更生計画認可決定時にすべて消滅する。存続しない担保権の担保権者は、当該担保権について担保権設定登記又は登録がある場合は、当該設定登記又は登録の抹消手続をする。この場合、存続しない担保権に係る担保権者は、管財人から書面による要請があった後２週間以内に、当該担保権設定登記又は登録の抹消手続に必要な一切の書類を管財人に交付しなければならない。

第２節　登記等の費用

本章による登記手続に要する登録免許税等の費用は更生会社（担保権の目的である財産が第７章第１節５⑴の定めにより分割新会社へ承継されたときは、分割新会社。以下、本節において同じ。）が負担する。その余の費用（担保物保管・返還に係る費用を含むがこれに限らない。）は、更生会社と各担保権者の折半とする。

第６章　弁済資金の調達方法及び予想超過収益金の使途

第１節　弁済資金の調達方法

更生担保権、優先的更生債権及び一般更生債権の弁済資金は、スポンサーからの出資払込金（30億1500万円。なお、ワシマイヤーは26億1500万円である。）、第７章に定めるスポンサーによる出資日において更生会社が有する手元現預金、ワシマイヤー及びアサヒオプティカルの更生計画に基づく更生会社への現金による弁済金を以てこれに充てる。分割新会社から更生債権者に割り当てられる種類株式への残余財産の分配は、更生会社のホイール事業以外の資産等の換価処分による資金を原資として行う。

第２節　予想超過収益金の使途

更生期間中に予想超過収益が生じた場合には、弁済資金、運転資金及び事業上の必要な資金に充てるものとする。

第３節　共益債権及びその弁済方法

１　支払共益債権

更生会社が更生手続開始決定日の翌日（平成24年11月17日）から平成25年３月末日までに支払った共益債権は、別表10「共益債権支払実績・未払残高表」の「支払実績」欄記載のとおり、総額約４億7950万円である。

２　未払共益債権

更生会社の平成25年３月末日現在の未払共益債権は、別表10「共益債権支払実績・未払残高表」の「未払残高」欄記載のとおり、約３億4700万円である。

３　弁済方法

前記未払共益債権及び平成25年４月１日以後更生手続終結までの間に生ずる共益債権は、営業収益金、不動産その他資産の売却代金、手持ち資金等を以て随時弁済する。

第７章　会社の措置

第１節　会社分割

１　新設分割による承継

更生会社は、本節に定めるとおり新設会社分割を行い、分割新会社は、更生会社の保有する財産のうちスポンサーによる事業継続対象でない財産の管理処分事業を承継する。ただし、管財人は、会社分割期日までの間、裁判所の許可を得て、本章に定める会社分割の条件及び内容を変更することができる。

２　分割新会社の成立日

会社分割期日は、更生計画認可決定後１ヶ月以内の日で管財人が定めた日（「本件効力発生日」という。）とし、管財人は、分割新会社の成立日が本件効力発生日となるように会社設立の登記手続を行うものとする。

３　新設分割計画書

会社更生法第167条第２項及び第182条の２に基づき、新設分割に関して定める事項は次のとおりである。

⑴　目的

①　不動産の売買、賃貸及び管理

②　株式その他有価証券の売買及び管理

③　美術品の売買、賃貸及び管理

④　前各号に付帯する一切の事業

⑵　商号

WK非事業用資産管理株式会社

⑶　本店の所在地

東京都中央区

⑷　発行可能株式総数

23億株

⑸　定款

別表11「定款（分割新会社）」記載のとおり

４　分割新会社の設立時役員

取締役　新保　克芳

５　分割新会社が更生会社から承継する資産、債務、雇用契約その他権利義務

分割新会社は、本件効力発生日の前日における、以下の各号に規定する更生会社の資産、債務及び契約上の地位を承継する。なお、債務については免責的に承継する。

⑴　承継する資産

①　現預金

本章第２節１に定める募集株式効力発生日の午前０時時点における更生会社の手元現預金及び本章第３節に基づく募集株式の発行による出資額の合計額から、第３章第１節２、同章第２節１⑵、同節２、同章第３節２⑴②、同⑵②、同⑶の定めによる弁済見込額を控除した残額

②　不動産等

別表９－１「担保権の目的物一覧表（土地）」物件番号18ないし20記載の土地及び同土地上に存する更生会社所有の附属設備、構築物及び動産類一式

③　株式

更生会社が保有する株式ないし社員持分。ただし、ドイツ法人Washi Holdings GmbH、BBS Motorsport GmbH及びBBS-Washi Wheels GmbHの株式ないし社員持分を除く。

④　ゴルフ会員権等

更生会社が保有するゴルフ会員権及び出資金

⑤　動産

更生会社が保有する絵画・掛軸・骨董等の美術品及び絨毯等の家具

⑥　債権

ⅰ　小野光太郎に対する債権（損害賠償請求権を含む。）

ⅱ　小野稔に対する債権（損害賠償請求権を含む。）

ⅲ　松田文彦に対する債権（損害賠償請求権を含む。）

ⅳ　小野慶子に対する和解に基づく請求権

ⅴ　ワシマイヤーに対して有する更生債権（ただし、ワシマイヤーの更生計画第３章第３節２⑴②に基づく弁済分を除く。）